

国立大学法人評価委員会令要綱

第一 国立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）は委員二十人以内で組織するとともに、必要があるときは臨時委員、専門委員を置くことができるものとする。 （第一条関係）

第二 委員、臨時委員及び専門委員の任命について所要の規定を設けること。 （第二条関係）

第三 委員の任期は二年とするほか、再任、委員長の選任手続等について定めること。 （第三条及び第四条関係）

第四 委員会に、国立大学法人分科会及び大学共同利用機関法人分科会を置くとともに、分科会について所要の規定を設けること。 （第五条関係）

第五 委員会及び各分科会は、部会を置くことができるものとともに、部会について所要の規定を設けること。 （第六条関係）

第六 委員会、分科会及び部会における議決その他の議事について定めること。 （第七条関係）

第七 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができるものとする。 （第八条関係）

第八 委員会は、各事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果について、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会に通知をする前に、当該評価の対象となつた国立大学法人及び大学共同利用機関法人に意見の申立ての機会を付与するとともに、意見の申立てがあつた場合においては、当該意見を当該評価の結果と併せて通知をし、及び公表をするものとする。 (第九条関係)

第九 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定めることとする。 (第十一条関係)

第十 この政令は、平成十五年十月一日から施行すること。 (附則第一条関係)

第十一 その他所要の規定を整備すること。